

地縁による団体の認可 の手引き



高砂市 市民部 市民窓口室

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

(TEL) 079-443-9006

(FAX) 079-443-0009

地 域 振 興 課

● 地縁による団体の認可

自治会・町内会等は、地方自治法上「地縁による団体」と呼ばれ（第 260 条の 2）、市長の認可を受けて法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことができます。

◆地縁による団体とは◆

町または字の区域、その他市内の一定区域に住所がある者の地縁（土地による縁、関係）に基づいて形成された団体です。認可の対象はこのような地縁による団体に限られ、例えばスポーツ同好会のように特定の活動を行う団体や、年齢や性別等特定の条件を必要とするような団体は認可できません。

◆法人化はなぜ必要か◆

これまで、自治会が集会施設などの不動産を取得した場合には、会長の個人名義や役員の名義で不動産登記をすることになり、名義人の交代や死亡があったときには、登記名義の変更や遺産相続問題等が発生するなどの不都合が生じていました。

このような不都合を解消するため、平成 3 年に地方自治法（260 条の 2）を改正し、自治会が一定の手続きの下に法人格を取得（以下「法人化」）できることとなりました。

法人化のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">▶ 自治会名義で不動産登記をすれば、以後、代表者が変更になっても登記内容を変更する必要がありません。▶ 法人化により、継続した活動基盤が確立されます。▶ 法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の責任の所在の明確化が図れます。	<ul style="list-style-type: none">▶ 代表者の変更や規約の変更などが生じた場合、市に届出をする必要があるなど、事務が煩雑になります。

※不動産登記制度が見直され、令和 6 年 4 月 1 日から相続登記の申請が義務化されます。詳しくは、神戸地方法務局加古川支局（☎079-424-3555）へお問い合わせください。

◆認可の要件◆

認可を受けるためには、以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。

- 1 「その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている」と認められること」

☞ 地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のことです。現に活動を行っている」と認めるには、過去2年以上の活動実績が必要です。そのため、団体が発足して2年未満の場合は認可できません。

- 2 「その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること」

☞ 河川・道路等で区域が画されているなど、容易に自治会・町内会等の区域・範囲がわかる状態であること、という意味です。他の自治会・町内会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

- 3 「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること」

☞ その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。相当数とはその区域の全住民（自治会・町内会等に加入していない人を含む）の過半数です。

- 4 「規約を定めていること」

☞ 目的・名称・区域・事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていることが必要です。

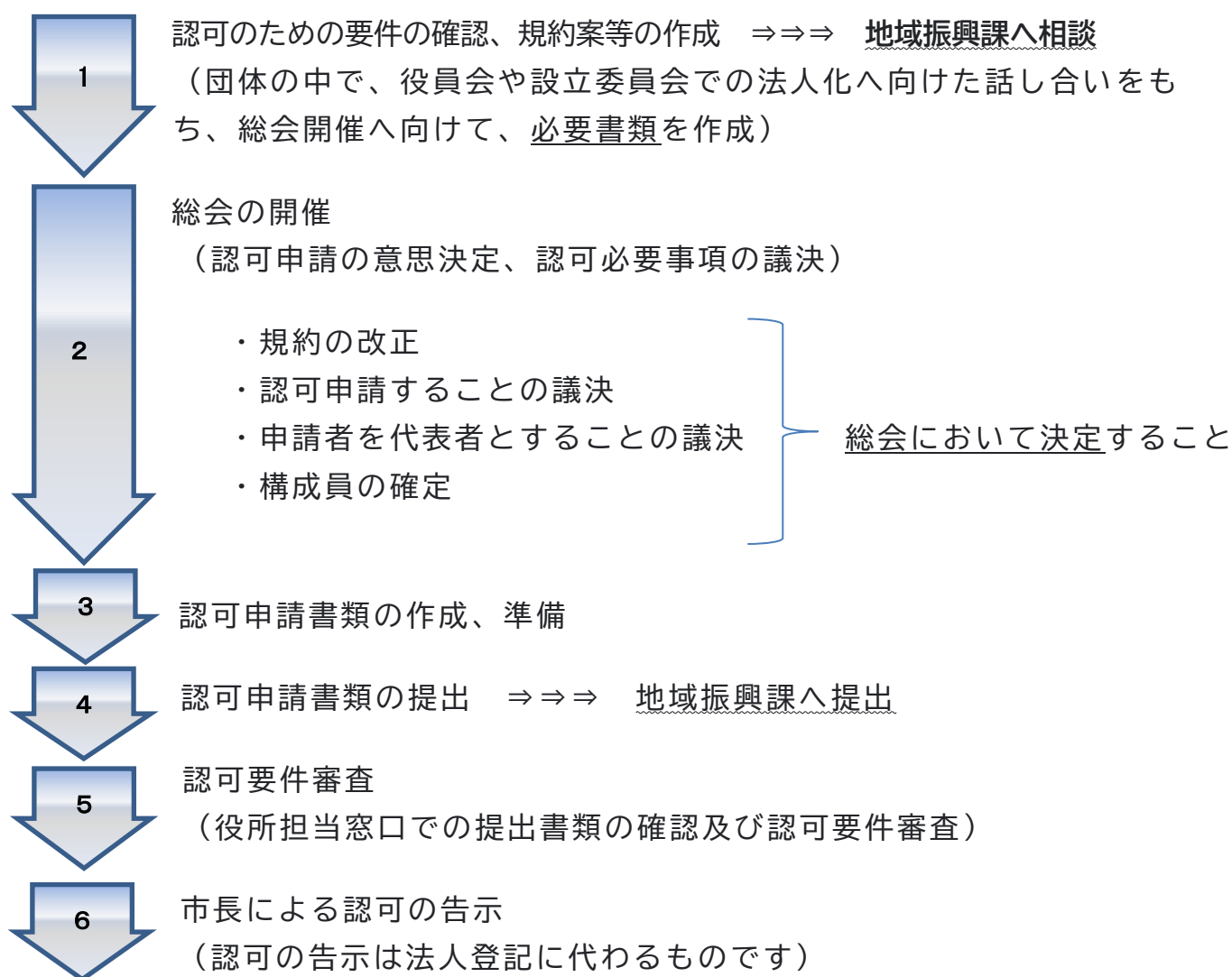
上記8つの事項が入っていれば、それ以外の事項を定めることは差し支えありません。法人化後、規約の変更する場合には市に規約変更の申請をしていただくことになります。そのため、自治会費等、変更が予測されるようなものについては、「細則」等で定めることをお勧めします。

● 認可申請の手続き

◆ 認可までの流れ ◆

まず認可申請することについて、自治会の中でよく話し合ってください。認可を受けるためには、総会で決議することが必要です。またそれ以外にも、認可を受けるのに必要な事項（認可要件に合致する規約の決定または改定、構成員の確定、申請代表者の決定など）の総会決議が必要となります。

認可申請書類一式が整えば、市役所に提出し、認可要件を満たしているかどうか書類審査を受けます。審査の上、認可要件を満たしていると確認されたときは、市長が認可及び告示して認可手続きは完了です。



◆認可申請書類◆

実際の申請にあたっては、以下の書類を提出することになります。（各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。【ホーム > 行政・くらしサイト > くらし・手続き > 住民活動・コミュニティ・協働 > 自治会 > 地縁による団体の認可】）

- 📎 (1) 認可申請書
- 📎 (2) 規約（改正する新規約）
（項目として『目的』『名称』『区域』『主たる事務所の所在地』『構成員の資格に関する事項』『代表者に関する事項』『会議に関する事項』『資産に関する事項』を定めていること。）
- 📎 (3) 総会議事録
（総会議事録もしくはその写し。認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長および議事録署名人の署名・押印のあるもの。）
- 📎 (4) 構成員名簿
（会員個人の氏名・住所を記載したもの：認可申請する地縁による団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの。名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員全員の個人名（世帯員も含む）であることに留意してください。なお、申請には当該地縁による団体が存する地域住民の相当数（過半数）の構成員が必要です。）
- 📎 (5) 年度総会資料
（自治会の活動状況を示す書類：事業報告書・決算書及び当年度の事業計画書・予算書の類、総会資料）
- 📎 (6) 承諾書
（代表者就任にあたっての代表本人の承諾書）
- 📎 (7) 規約（改正前の旧規約）

※第11次地方分権一括法による地方自治法改正（令和3年11月26日施行）により、不動産等の保有（保有予定）の有無に関わらず、幅広い地域活動を行う地縁による団体については、市町村長が認可することによって、法人格を取得することが可能になりました。

● 認可後の地縁団体

◆ 認可後の各種手続きについて ◆

○ 告示事項変更手続き

認可を受けた後に告示事項に変更があった場合に変更手続きが必要になります。市長の変更の告示がないと、変更したことの効力がないため第三者に対して対抗できません。

告示事項とは、認可地縁団体の以下の9つの事項を指します。

- ・ 名称
- ・ 規約に定める目的
- ・ 区域
- ・ 主たる事務所の所在地
- ・ 代表者の氏名及び住所
- ・ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- ・ 代理人の有無
- ・ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ・ 認可年月日

📎 (1) 告示事項変更届出書

📎 (2) 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写し、議案書）

○ 規約変更手続き

認可を受けた後に規約に変更があった場合に変更手続きが必要になります。市長の変更の認可がないと、変更したことの効力がないため第三者に対して対抗できません。

📎 (1) 規約変更認可申請書

📎 (2) 規約変更の内容及び理由を記載した書類（新旧対照表）

📎 (3) 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し、議案書）

📎 (4) 新旧規約

○認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で、高砂市役所地域振興課で団体の印鑑登録ができます。登録は1団体につき1個です。

- ④ (1) 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ④ (2) 代表者の実印（持参）と印鑑証明書
- ④ (3) 登録しようとする認可地縁団体の印鑑

○印鑑証明

不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務づけられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となりますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付請求を行ってください。

- ④ (1) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ④ (2) 登録を受けた認可地縁団体の印鑑

○認可地縁団体証明書

認可地縁団体証明書は、認可地縁団体であることを証明するものであり、法人県民税の減免申請を行う際等に必要になります。

認可地縁団体証明書の交付の請求については、原則、認可地縁団体の関係者から証明書交付請求書を提出してください。

なお、市長が認可に係る告示を行った日から認可地縁団体証明書を請求できます。

- ④ (1) 証明書交付請求書

※各種様式は、市ホームページからダウンロードできます。

【ホーム > 行政・暮らしサイト > 暮らし・手続き > 住民活動・コミュニティ・協働 > 自治会> 地縁による団体の認可】)

◆認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について◆

平成 27 年 4 月の地方自治法の一部改正により、認可地縁団体が所有する不動産について、過去に自治会の役員や会員等の名義で登記したもので現在名義人、その相続人等の所在が不明で所有権の保存、移転登記ができないものは、地縁団体から市へ『所有不動産の登記移転等に係る公告申請書』で申請し、市が 3 ヶ月以上の期間で公告を行い、不動産の登記関係者から異議の申し出が無い場合、認可地縁団体の名義で所有権の保存、移転登記の申請が可能になりました。

○公告を行うには、次の(1)から(4)までの要件に全て該当することが必要です。

- (1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- (2) 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。
- (3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- (4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

○公告の申請に必要なもの

- ☞ 『所有不動産の登記移転等に係る公告申請書』
- ☞ 上記 1 から 4 の要件に該当することが判る疎明資料
- ☞ 所有権移転登記をしようとしている不動産の登記事項証明書
- ☞ 申請不動産に関し、公告申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- ☞ 申請者が認可地縁団体の代表者であることを証する書類（会長であることの承諾書等）
- ☞ 所在の判る当該不動産所有者又は登記名義人、関係者の所有権移転についての承諾書等

○不動産の登記関係者で公告結果に異議がある場合は、次の申出書と必要書類を市へ提出してください。

- ☞ 『申請不動産の登記移転等に係る異議申出書』
- ☞ 公告した不動産の登録事項証明書
- ☞ 住民票の写し
- ☞ その他市長が必要と認める書類

公告に対し関係者から異議の申し出がなかった場合は、『公告結果(承諾)の情報提供について』を交付しますので、他必要書類とともに法務局に提出して登記手続きをしてください。なお、異議の申し出があった場合、申請団体へ『公告結果(異議あり)通知書』で異議の申し出者を含め通知し、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例は中止となります。(異議があった場合異議の申し出者と認可地縁団体の話し合いにより、解決してください。)

この特例制度は、認可地縁団体の所有する不動産について、その所有権の保存又は移転登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度であり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

◆認可の取り消し◆

○取り消し

認可を受けた地縁による団体が以下のいずれかに該当するとき、市長は認可を取り消すことができます。

- ・ 4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ・ 不正な手段により認可を受けたとき



◆その他◆

1 認可地縁団体の事務

・不動産登記等の手続き

現在、会長や役員の方々の個人あるいは共有の名義になっている不動産等は、認可地縁団体名義へ移転登記等ができます。（自治会は、測量費・登記費用等が必要となります。）不動産登記手続きの詳細は法務局（※神戸地方法務局加古川支局 TEL:079-424-3555）にお問い合わせください。

・財産目録の作成と備置義務

財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

・構成員名簿の作成と備置義務

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置くとともに、構成員の変更がある度に修正してください。

・総会開催の義務

代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開催しなければなりません。

2 認可地縁団体の性格

・法律上の権利義務の主体となることができ、法人格を有します。

・法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前どおり適用されます。

・認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。法律上でも公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。

・正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。

・民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。

・地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。

・特定政党のために利用してはいけません。

よくある質問

Q 1. 認可地縁団体の申請にはどれくらいの時間が必要ですか？

A 1. 認可申請することについて、自治会の中でよく話し合って合意形成することが必要です。申請時には、規約、構成員名簿、総会の議決等が必要であり、作成に時間を要します。申請までにかかる時間は自治会により様々ですが、おおむね1年弱を要していることが多いようです。

Q 2. 認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか？

A 2. 市は、自治会が認可に必要な要件を満たしているかどうかを確認するととどまるものであり、市の下部組織とみなされるようなことはありません。

Q 3. 構成員名簿は、世帯主だけでなく世帯員全員を記載する必要がありますか？

A 3. 地縁による団体の構成員は、世帯単位でなく個人単位となるため、区域に住所を有するすべての個人は、年齢、性別を問わず、すべての人が構成員とすることができます。

なお、区域に住所を有するすべての個人を構成員としなくても、その相当数（過半数）のものが構成員となっていることが必要です。

Q 4. 子どもは加入しなくてはいけないのですか？また子どもの意思決定はどのように確認するのですか？

A 4. 加入はあくまで本人（法定代理人＝親権者）の意思です。ただし、その区域に住所を有する個人の過半数以上が構成員となっていることが認可の要件となりますので注意が必要です。

未成年者の表決権の行使は、民法の規定に従って法定代理人（親権者）の同意を要することになります。

Q 5. 地縁による団体は、「世帯単位ではなく個人単位を構成員とする」とありますが、世帯単位で表決権を有することができますか？

A 5. 世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実体的にも地域社会で認められ、世帯単位での表決権を与えることが合理的であると認められる事項に限り、表決権を世帯単位とすることは可能です。その場合は、規約に「会員の表決権は会員の所属する世帯の会員数分の1とする。」としておくことが考えられます。



Q 6. 構成員名簿の内容に変更があった場合、市に届出は必要ですか？

A 6. 市へ構成員名簿を提出していただくのは、認可申請時のみです。構成員の変更時に届出の必要はありません。

構成員名簿は、常に事務所に備え置いてください。構成員名簿に変更があった場合には、修正する必要があります。

Q 7. 不動産等を所有していなくても、認可の対象となりますか？

A 7. 現に不動産を有している場合はもちろんのこと、認可後に不動産等を確実に保有すると認められる場合は認可の対象となります。

認可制度は、不動産の権利等を保有することを目的の1つにしています。

Q 8. 自治会費はどうなりますか？

A 8. 認可地縁団体となった後も、従来通り世帯単位で徴収することはできません。会費の徴収は、規約や細則で定めておくことが望ましいです。

Q 9. 認可地縁団体の印鑑証明書及び認可地縁団体証明書は何に使用しますか？

A 9. 印鑑証明書は、不動産の登記等で認可地縁団体の印鑑を公に立証するために必要になります。事前に代表者による登録が必要です

認可地縁団体証明書は、認可地縁団体であることを証明するものであり、銀行での口座開設等を行う際等に必要になります。

Q 10. 認可地縁団体となると、法人税の課税対象となるのですか？

A 10. 認可地縁団体に係る課税については、認可の前後で変わることはありません。詳しくは、各税のお問合せ先にご相談ください。





地縁による団体の認可の手引き

平成 27 年 4 月発行

令和元年 6 月改訂

令和 3 年 6 月改訂

令和 4 年 6 月改訂

高砂市 市民部 市民窓口室 地域振興課

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

(TEL) 079-443-9006

(FAX) 079-443-0009